

所得税・住民税の控除に関する効果 ～ 負担軽減と再分配への影響 ～

財務省財務総合政策研究所
大野 太郎

財務総合政策研究所ランチミーティング
2022年9月20日(火)

(本資料の内容は著者の個人的見解であり、著者が所属する機関の公式見解を示すものではありません)

はじめに

- 税制・社会保障分野の研究では家計マイクロ・データ(個票データ)を使用した取り組みが進む中、マイクロシミュレーションという手法を扱う研究も増えている
- マイクロシミュレーション
 - 世帯の家族構成や所得に関する情報に、現実の制度を適用して税額や給付額を推計する
 - 例えば、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」の作業とも似ている(必要な情報を入力すると、納付税額が計算される)
 - 税制や社会保障制度の変更が経済主体に与える影響を試算できる

モデル世帯ごとの負担額(所得税・住民税、単位:万円)

給与収入	区分	日本	米国
500万円	単身	37.4	61.7
	夫婦のみ	30.2	34.1
	夫婦子1人	24.5	9.3
	夫婦子2人	15.8	8.7
700万円	単身	68.2	105.2
	夫婦のみ	57.3	69.3
	夫婦子1人	50.1	42.1
	夫婦子2人	39.2	35.7
1,000万円	単身	144.9	189.1
	夫婦のみ	133.8	123.3
	夫婦子1人	118.2	96.0
	夫婦子2人	100.9	89.6
3,000万円	単身	1,058.2	879.6

- 税制の仕組みや税制改正の影響などを説明する資料では、**モデル世帯アプローチ**がよく使用される
- 分かりやすく、国民への周知等に向いている

(出所)財務省HP、「主要国における給与収入階級別の個人所得課税の負担額の国際比較」

はじめに

- 制度変更が経済社会構造(所得格差など)に与える影響を捉えるには、全国的な縮図となる統計情報を利用する必要がある
- マイクロシミュレーションは、家計マイクロ・データを使用することで、人口分布の構造や行動の反応を考慮しながら制度変更の影響を考察
- 税制や社会保障制度の変更が経済主体や経済社会の構造に与える影響を試算できる
 - 家計の税負担や給付への影響
 - 所得格差や再分配効果(負担・給付を通じた所得格差の是正)への影響
 - 家計の就労行動などへの影響

本日の内容

- 税制(特に個人所得課税)の研究を対象に、マイクロシミュレーションの方法や多様な役割について紹介する
- 所得税・住民税の控除制度に焦点をあて、控除の負担軽減効果およびそれが税の再分配効果の中で果たしている寄与について定量的な評価を行う

1. 税・社会保険料を推計する意義

- 統計調査の**個票データ**
 - 調査主体(アンケート調査に協力した世帯・個人など)が回答した結果について、匿名性を確保した上で利用する集計前のデータのこと
 - 家計関連の調査の場合は世帯単位もしくは個人単位のデータを意味し、集計データを利用する場合よりも多様な分析を行うことができる
- 家計の税額や社会保険料額は以下の2つの方法で把握される
 - ① 調査票に記載された額(**記入値**)を使用する場合
 - ② 調査票に記載された世帯・所得情報を利用し、現実の制度を適用して算出される額(**推計値**)を使用する場合

家計を対象とした統計調査

	全国家計構造調査 (全国消費実態調査)	国民生活基礎調査	日本家計パネル調査 (JHPS/KHPS)	就業構造基本調査
実施主体	総務省統計局	厚生労働省	慶応義塾大学	総務省統計局
調査頻度	5年ごと	3年ごと (大規模調査)	毎年	5年ごと
調査規模	約90,000世帯 (全消は約57,000世帯)	約300,000世帯 (世帯票・健康票) 約50,000世帯 (所得票・貯蓄票)	約4,000世帯	約520,000世帯
年収に関する調査の有無	○	○	○	△(主な仕事のみ)
税・保険料額に関する調査の有無	△	○	×	×
支出の調査の有無	○(家計簿情報)	△(総額のみ)	△(内訳あり)	×
支出の調査対象	勤労世帯、無職世帯	全世帯	全世帯	—
支出の調査時期	9~11月分	5月分	1月分	—
就業時間に関する調査の有無	×	○	○	○

『全国家計構造調査』の特徴

- 『全国家計構造調査』（旧『全国消費実態調査』）
 - 世帯ごとの家族構成・収入・消費・資産を調査している
 - 収入・消費・資産の詳細な内訳が把握できるほか、それらを異なる世帯属性間で比較したり、時点間の推移を捉えることができる
- 税・保険料（記入値）を利用する場合の留意点
 - ① 勤労者世帯・無職世帯以外の世帯（自営業者など）は、**税・保険料の額を調査していない**
 - ② 季節性の影響から、**税・保険料の額（年間）が過小評価される**
- 個票データを単純に使用するだけでは実態を把握できない
- 推計値を使用することでこれらの問題を克服することができる

税・保険料の推計値を使用する利点

① 政策導入の試算

- 諸政策に関する導入前と導入後の比較
- 所得税制・住民税制については控除の研究も多い

② サンプルの補完

- 『全消』の場合、サンプルに自営業世帯も含めることができる
- 調査項目に税額等を含まない『JHPS』の場合は税制の研究が可能になる

③ 季節性問題の解消

- 『全消』の場合、季節性問題を解消した負担額を扱うことができる

④ 制度変更による寄与の抽出

- 再分配効果(税による所得格差是正)について時点間の変化を捉えるとき、それは制度変更のみならず、経済・社会状況の変化からも影響を受ける

⑤ 限界税率の計算

- 限界税率を世帯単位あるいは個人単位で計測することができる

算術的モデルと行動的モデル

- **算術的**マイクロシミュレーション（算術的モデル）
 - 制度変更が家計の選択に対して与える影響は扱わない
 - 我が国の先行研究の多くは算術的モデルに分類される
 - 税制改正の効果について主に**再分配**に焦点を当てたものが多い
- **行動的**マイクロシミュレーション（行動的モデル）
 - 制度変更が家計の選択に対して与える影響を考慮する
 - 我が国の先行研究では、**控除が就労に与える影響**を扱うものが多い

海外機関のマイクロシミュレーション・モデル

- **Euromod** (欧州委員会)
 - EU全加盟国の税・給付に関するモデル (基本は算術的モデル)
- **TAXBEN** (英国IFS)
 - 英国の税・給付に関するモデル (労働供給を扱う行動的モデル)
- **Urban-Brookings Tax Policy Center Model** (米国Brookings)
 - 米国の税・給付に関するモデル (労働供給を扱う行動的モデル)
- **Ifo MSM, IZAΨMOD, ZEW Model** (ドイツ研究機関: ifo, IZA, ZEW)
 - ドイツの税・給付に関するモデル (労働供給・労働需要を扱う行動的モデル)
- **TaxBen** (OECD) ※モデル世帯アプローチ
- **World Bank Model** (World Bank) ※算術的モデル

2. データと推計方法

- 総務省『**全国家計構造調査**』（旧『**全国消費実態調査**』）個票データ
 - **1989～2019年調査**（5年おきの7時点）
- **税と社会保険料の推計方法**
 - 「その他世帯員」の収入の振り分け
 - **社会保険料（年金・健康・介護・雇用）の推計**
 - 加入制度を推定し、制度ごとの保険料率などを適用して保険料額を推計
 - **所得税・住民税の推計**
 - 世帯の家族構成や収入の情報に実際の税制を適用して税額を推計する
- **各水準の扱い**
 - 所得や税・保険料の各水準は**世帯ごとの年間額（等価世帯ベース）**を表す

所得税・住民税額の推計のポイント

- 所得税法上の所得を全て反映しているわけではない
 - 給与、事業、雑所得は考慮（退職、山林、一時、譲渡は考慮せず）
 - 利子や配当は分離課税扱い
- 世帯主や扶養関係をモデル上で再定義している
 - 最高所得者を世帯主とし、所得控除等を最大限活用している
- 合計所得から所得控除を引いて、課税所得を計算する
 - 控除：基礎控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、老年者控除、社会保険料控除（推計値）、給与所得控除、公的年金等控除
- 課税所得に制度上の適用税率をかけて税額を計算する
 - 定率減税、調整控除（住民税のみ）、復興特別所得税も考慮している

所得税制・住民税制の変遷

- 1990年代前半(1989年→1994年)
 - 控除拡大, 定率減税導入
- 1990年代後半(1994年→1999年)
 - 最高税率引き下げ, 控除拡大, 定率減税上限引き下げ
- 2000年代前半(1999年→2004年)
 - 控除縮小
- 2000年代後半(2004年→2009年)
 - 税率累進化(所得税) & 比例化(住民税), 控除縮小, 定率減税廃止
- 2010年代前半(2009年→2014年)
 - 控除縮小
- 2010年代後半(2014年→2019年)
 - 最高税率引き上げ、控除縮小

3. 個人所得課税の負担構造の実態

- 所得の概念



- 再分配効果：給付の寄与

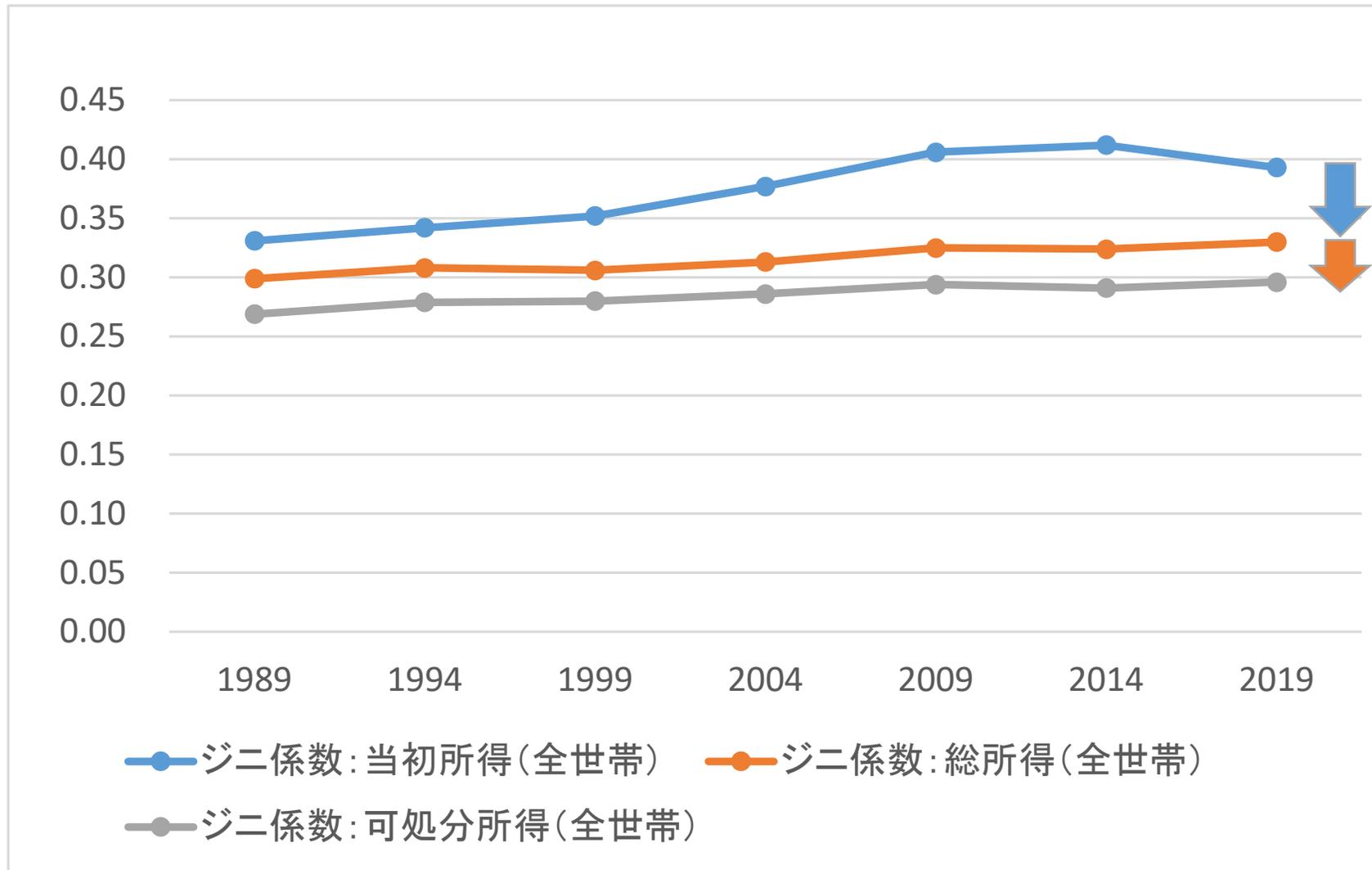
- 給付：公的年金・恩給、社会保障給付（記入値）
- 「総所得で見た所得格差」から「当初所得で見た所得格差」を引いたもの

- 再分配効果：税・保険料の寄与

- 税目：所得税、住民税、年金・健康・介護・雇用保険料（推計値）
- 「可処分所得で見た所得格差」から「総所得で見た所得格差」を引いたもの

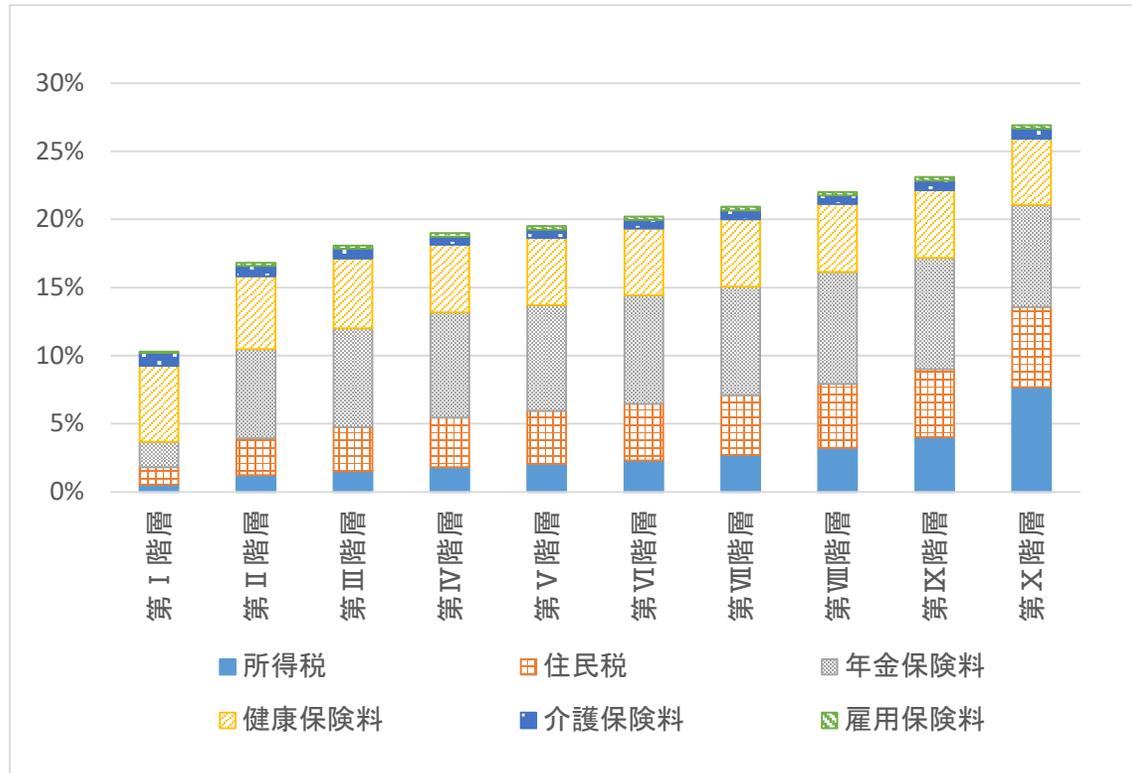
- 所得階層：所得10分位を使用

所得格差の推移

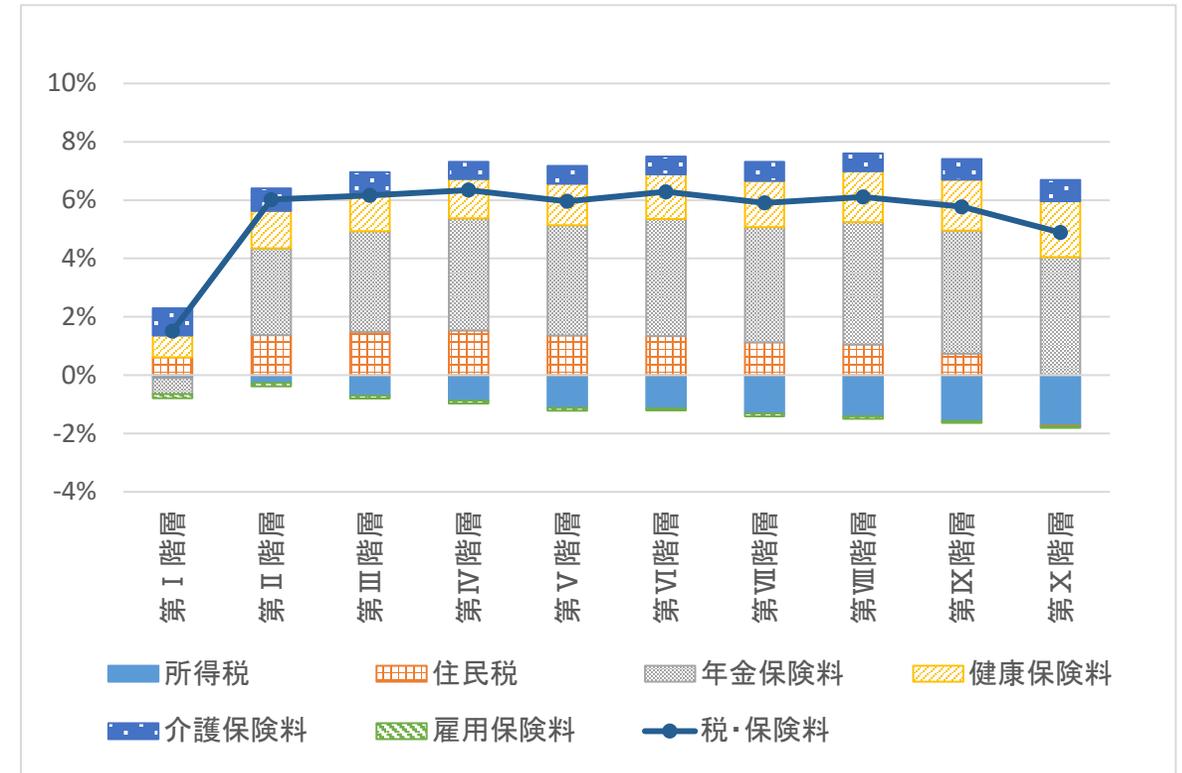


家計の税・保険料負担：65歳未満（2019年）

(a) 負担率



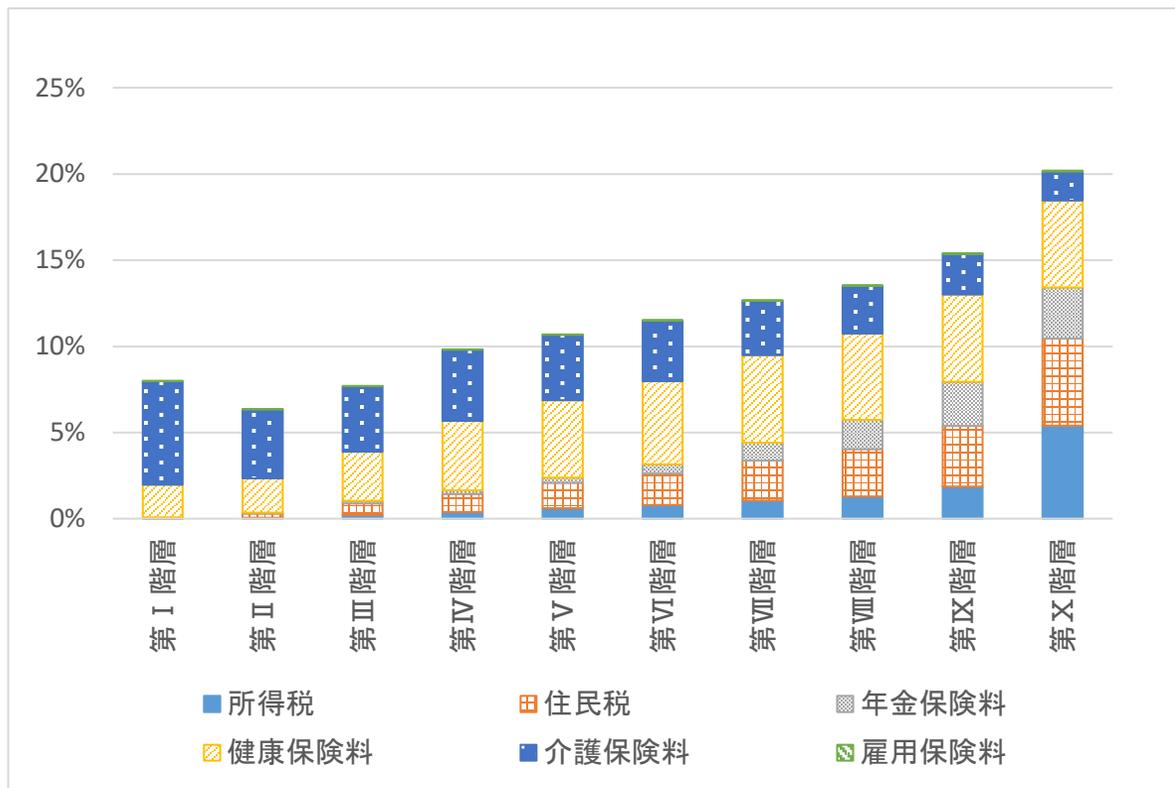
(b) 負担率の変化：1989年→2019年



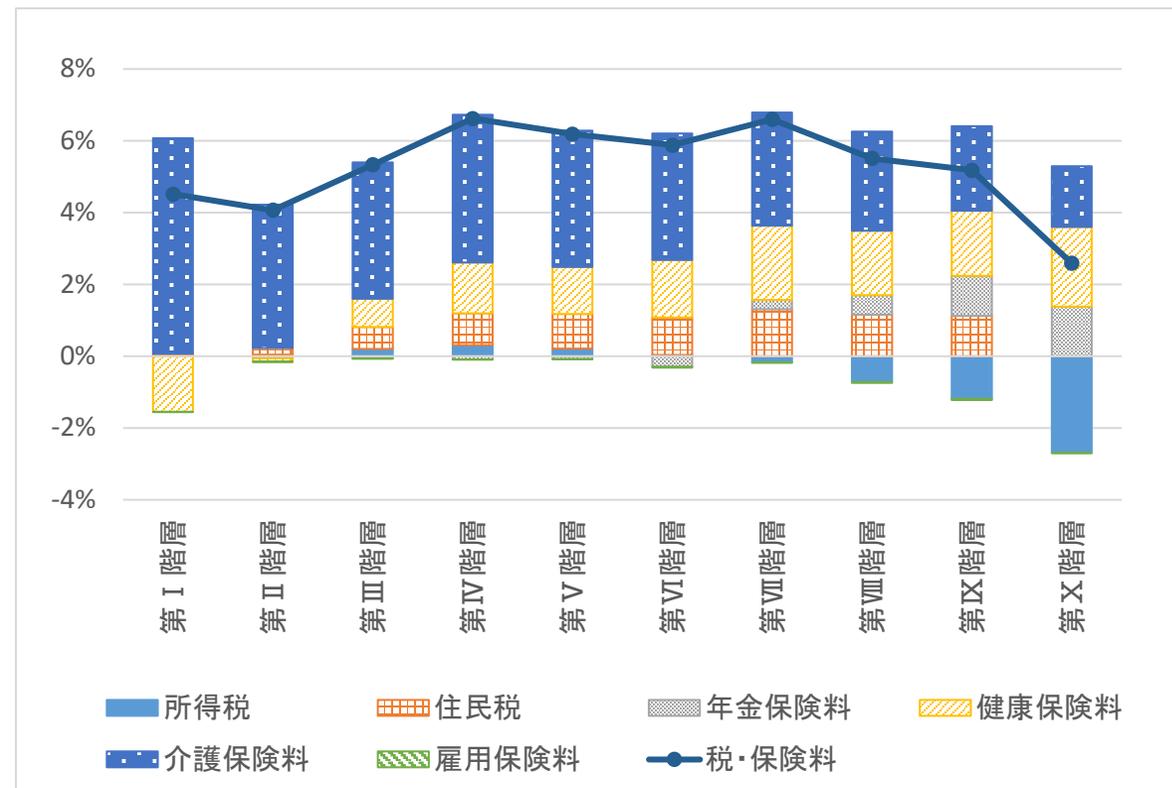
所得税の累進構造は相対的に低下している

家計の税・保険料負担：65歳以上（2019年）

(a) 負担率



(b) 負担率の変化：1989年→2019年



再分配効果(所得格差の是正度合い)

	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019	1989→2019
ジニ係数の変化分								
税・保険料	-0.030	-0.029	-0.026	-0.027	-0.031	-0.033	-0.034	-0.004
ジニ係数の変化率								
税・保険料	-10.0%	-9.4%	-8.5%	-8.6%	-9.5%	-10.2%	-10.3%	-0.3%

- 税・保険料はジニ係数を約0.03p低下させ、これは約10%低下させる
- 経年的に見るととき、税・保険料の再分配効果は上昇している

(注) 本稿では再分配効果をジニ係数の変化分で捉えている。

値がマイナスの場合は格差縮小、プラスの場合は格差拡大に寄与したことを表す。

再分配効果の変化の要因分解

	再分配効果 (1)=(2)+(3)	要因分解	
		制度変更要因 (2)	非制度変更要因 (3)
1989→2019			
税・保険料	-0.004	0.007	-0.011
税のみ	0.004	0.009	-0.005
保険料のみ	-0.007	-0.003	-0.005

制度変更は効果の低下に寄与し、これは特に税制面の変更による

再分配効果の変化の要因分解

- 要因分解
 - 効果の時点間比較には、制度に変更に伴う「制度変更要因」のみならず、所得分布や人口構成などの変化に伴う「非制度変更要因」の影響も含まれる
 - 比較：1989年（基準年）→ 2019年（比較年）
- 制度変更要因
 - データの年を固定した上で、制度の年のみを変更させて効果の変化を計測する
 - データの年：1989年を使用する場合 & 2019年を使用する場合
⇒ 効果の平均をとる
- 非制度変更要因
 - 制度の年を固定した上で、データの年のみを変更させて効果の変化を計測する
 - 制度の年：1989年を使用する場合 & 2019年を使用する場合
⇒ 効果の平均をとる

4. 控除の負担軽減効果

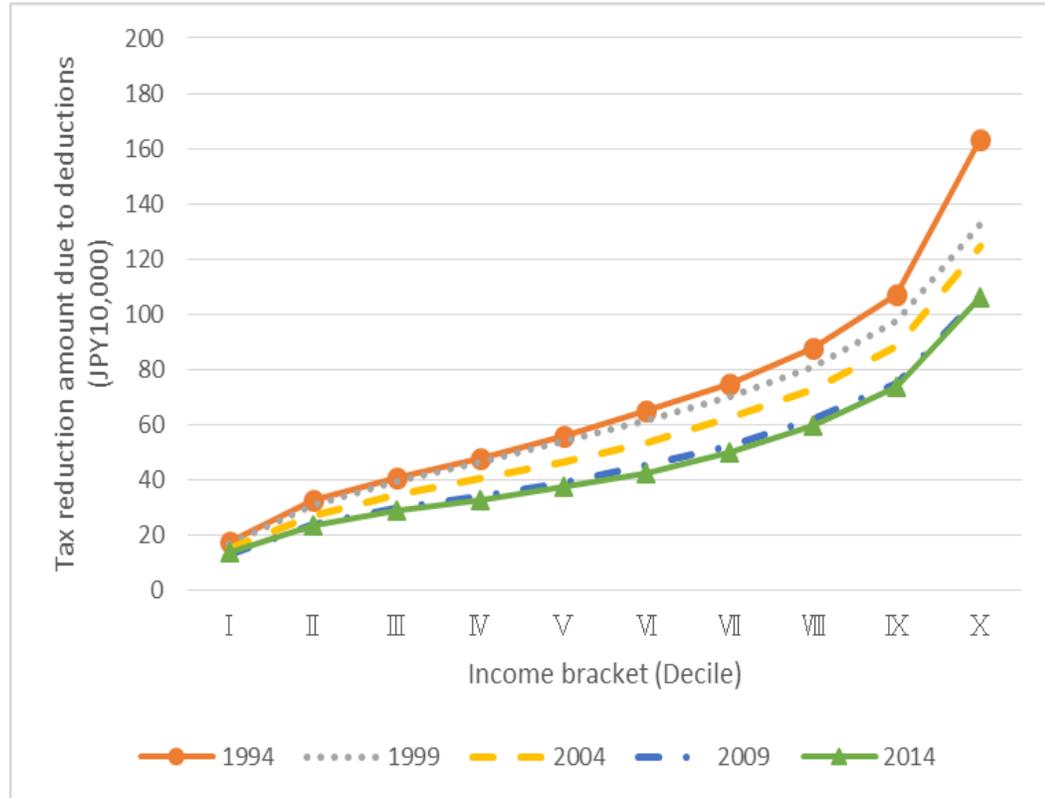
- 税制における課題
 - 社会保障制度の維持には家計の税負担の見直しが必須であると考えられる中、基幹税である**所得税・住民税**の再検討も欠かせない
 - 「**所得控除方式は高所得者ほど税負担の軽減額が大きい**ことを踏まえ、所得再分配機能を回復する観点から、そのあり方について見直しを行う必要がある」
(税制調査会 2016, p.6)
 - 控除の負担軽減効果に着目した議論が高まっている一方、これまで**控除による負担軽減効果の構造やそれに伴う再分配効果への影響についてエビデンスが少ない**
 - 日本の**所得税・住民税**を対象に、控除による負担軽減効果の大きさを計測する取り組みが進んでいるところ
(田近・古谷2003, 2005, 田近・八塩2006a, 2006b, 金田2014, Ohno et al. 2021)

4. 控除の負担軽減効果

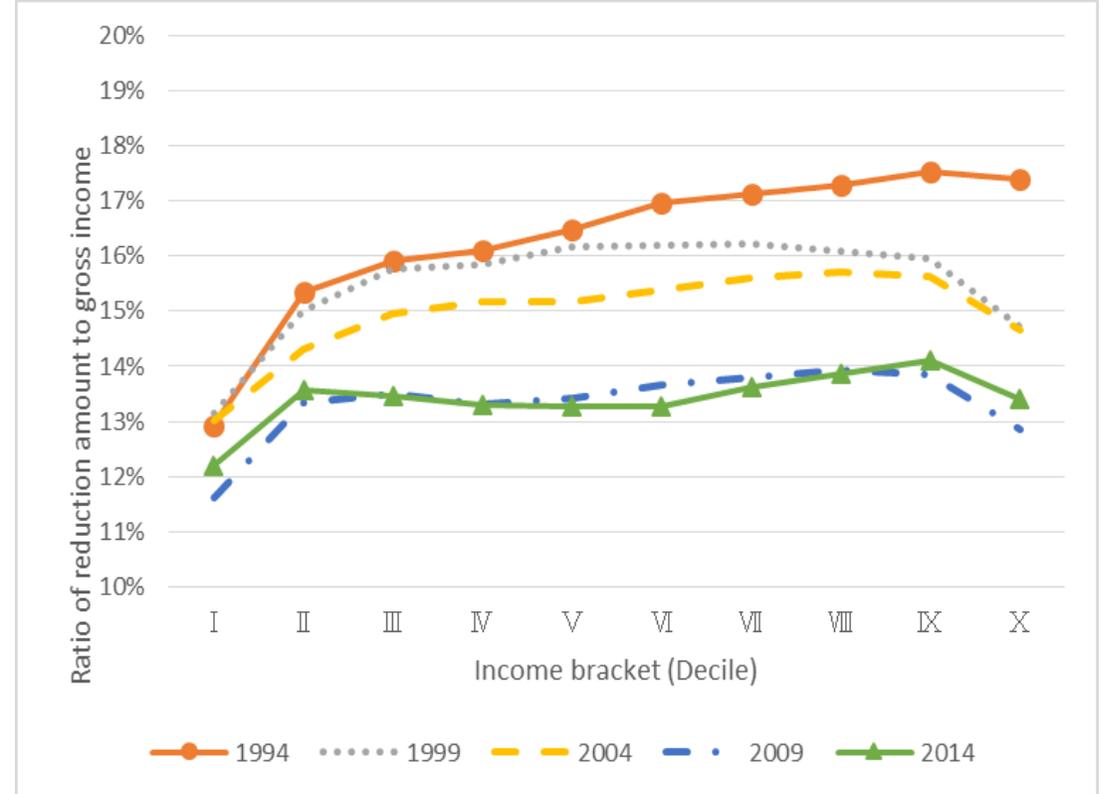
- 計測方法
 - 世帯ごとに控除による負担軽減効果について推計する
 - (1) 控除を適用した場合の税額 = 実際の税制を反映
 - (2) 控除を適用しなかった場合の税額
 - 控除による負担軽減 = (2) - (1)
 - 軽減額および軽減額の対総所得比(軽減割合)を使用
- 控除の対象 = 所得税・住民税の税額計算で考慮しているもの
 - 基礎控除、配偶者(特別)控除、扶養控除、老年者控除、社会保険料控除、給与所得控除、公的年金等控除、調整控除、定率減税

控除による負担軽減効果

軽減額



軽減額の対総所得比(軽減割合)

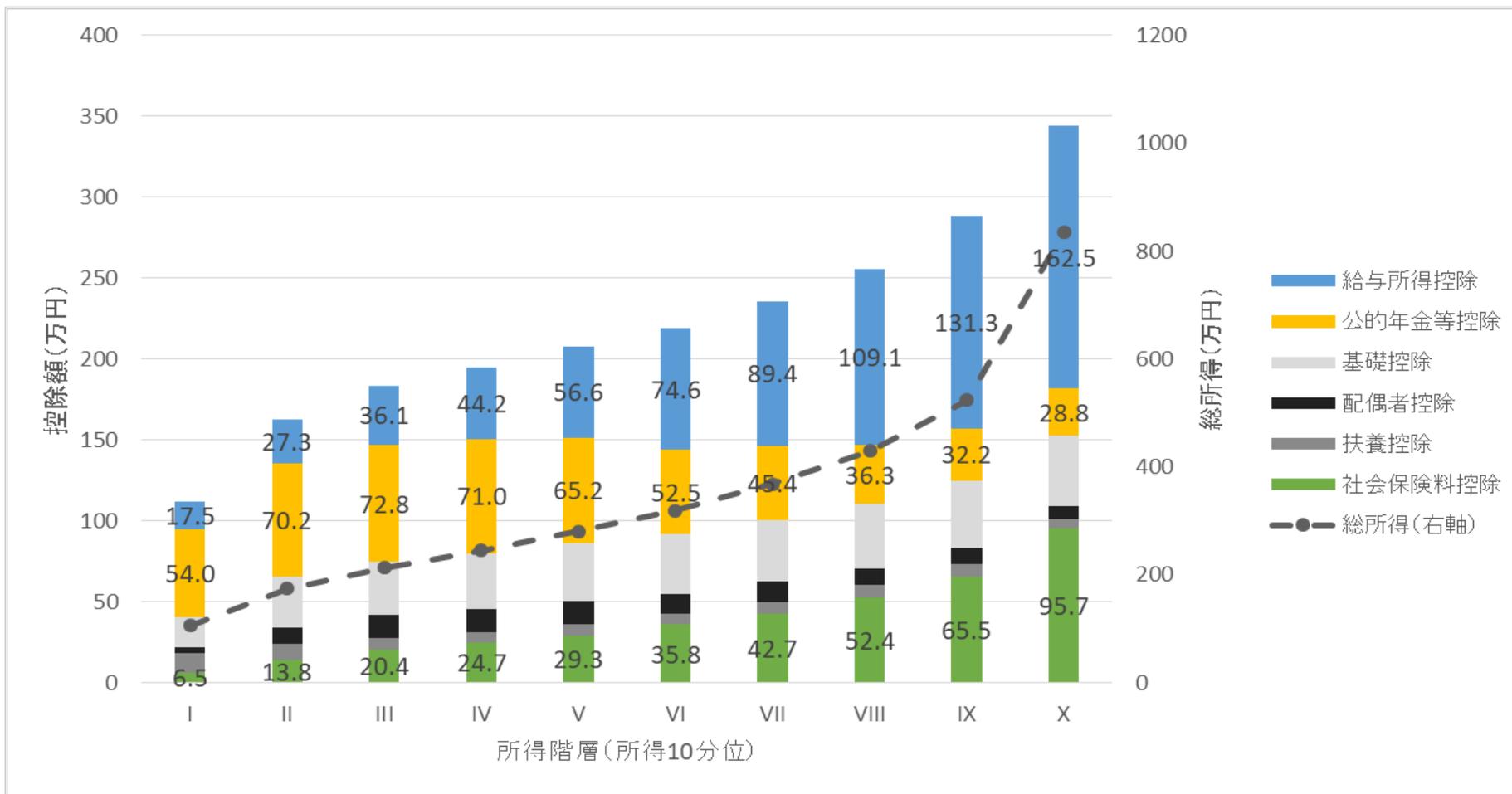


近年の負担軽減効果(軽減割合)はほぼ比例的な構造をもつ

4. 控除の負担軽減効果

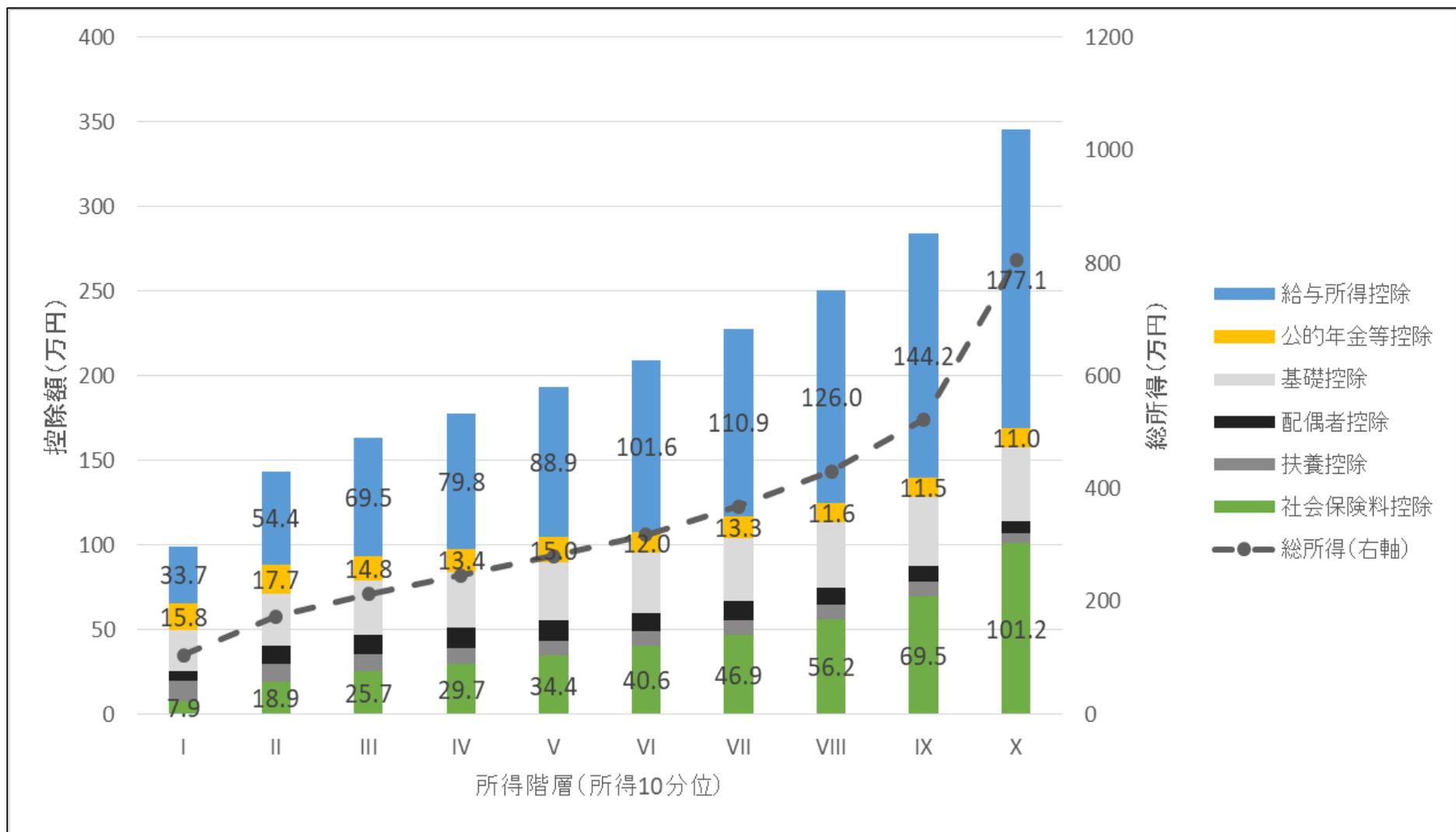
- 控除の負担軽減効果が高所得層ほど大きくなる背景
 - 超過累進税率の採用
 - 収入逦増的な控除（収入が高まるほど適用控除額が増加するもの）
 - 給与所得控除
 - 公的年金等控除
 - 社会保険料控除
- 「収入逦増部分」の寄与について掘り下げる
 - 給与所得控除のうち、収入に伴い適用控除額が増加する部分
 - 公的年金等控除のうち、収入に伴い適用控除額が増加する部分
 - 社会保険料控除
- 今堀友嗣(財務省)・小嶋大造(東京大学)の両氏との共同研究

適用控除額(全世帯, 2014年)

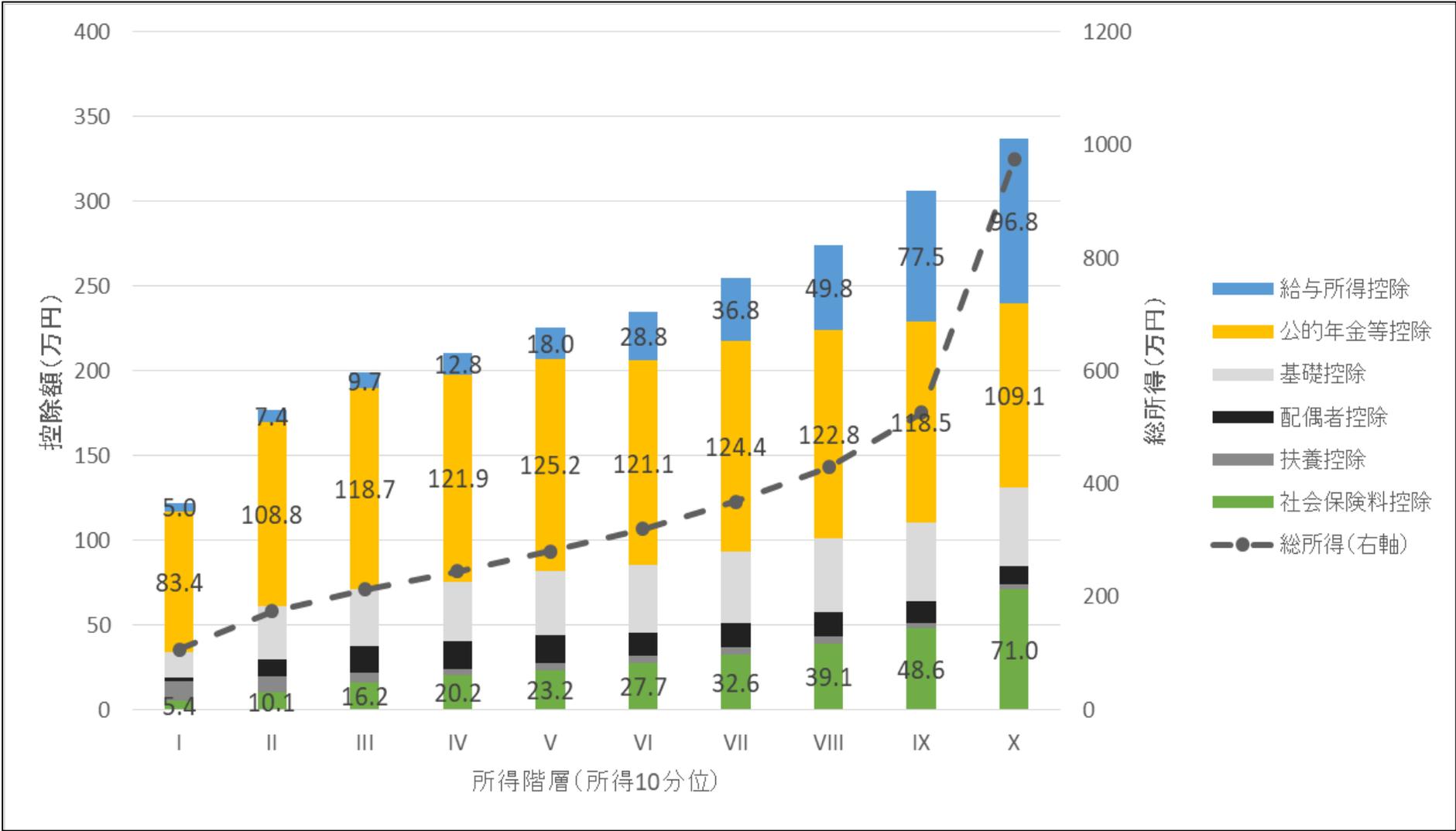


- 高所得層ほど適用控除額が大きい
- こうした背景には給与所得控除や社会保険料控除が影響している

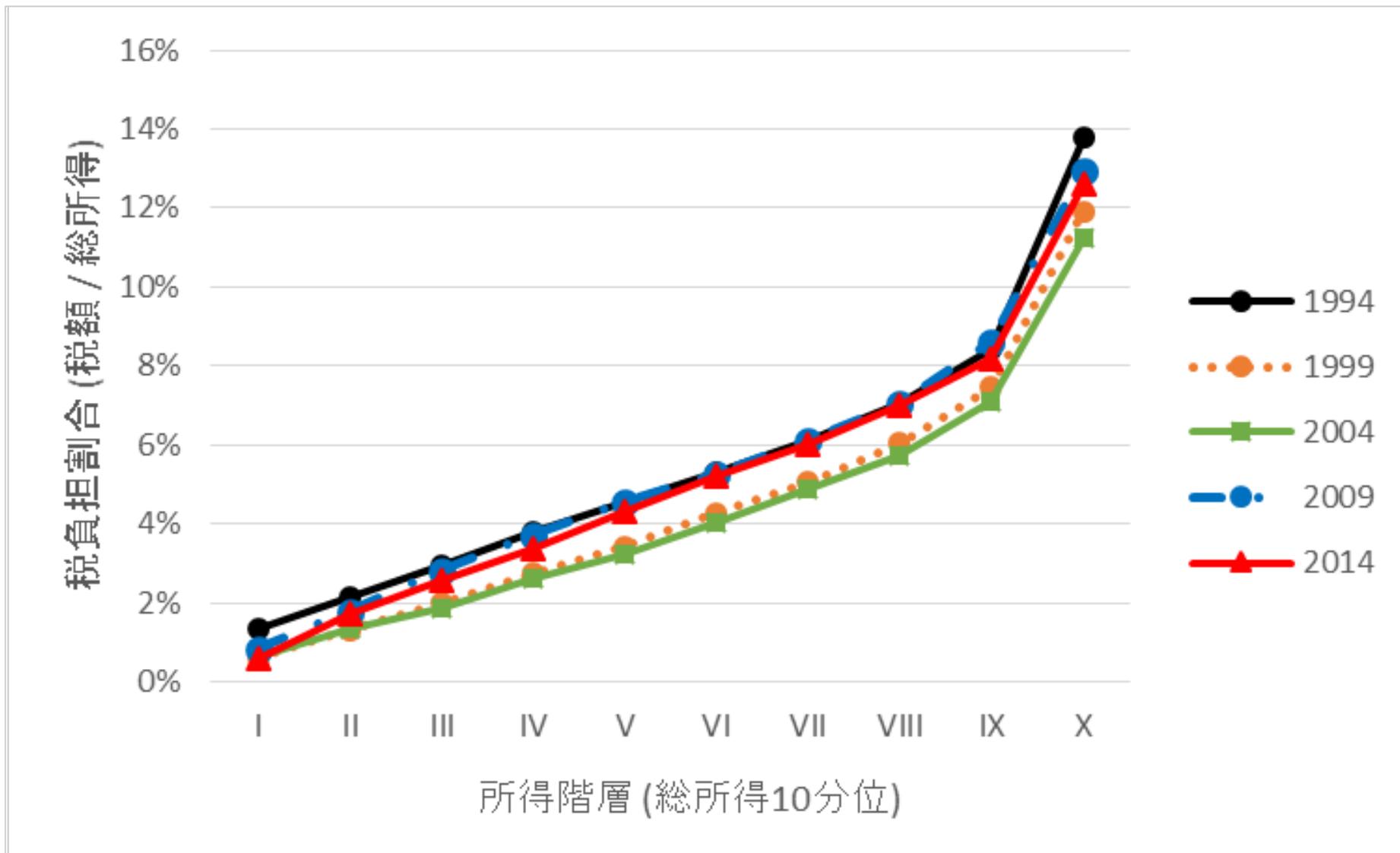
適用控除額(世帯主年齡65歲未滿, 2014年)



適用控除額(世帯主年齡65歲以上, 2014年)

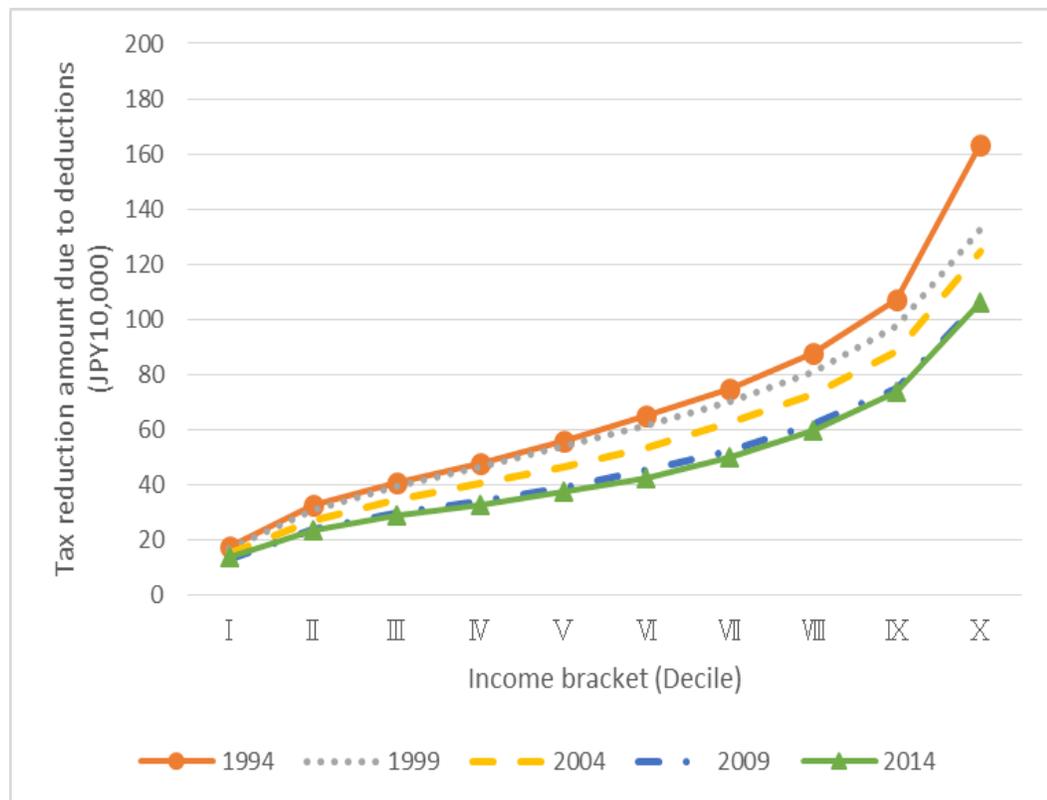


稅負擔率(全世帶)

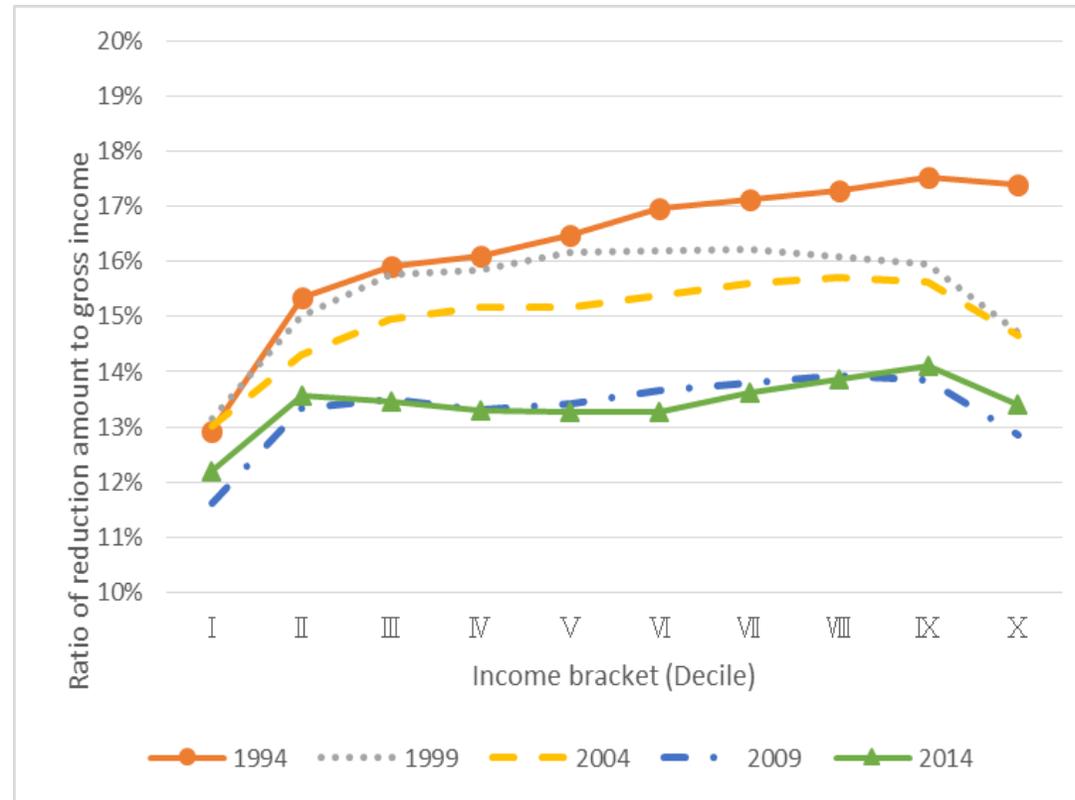


控除による負担軽減効果(再掲)

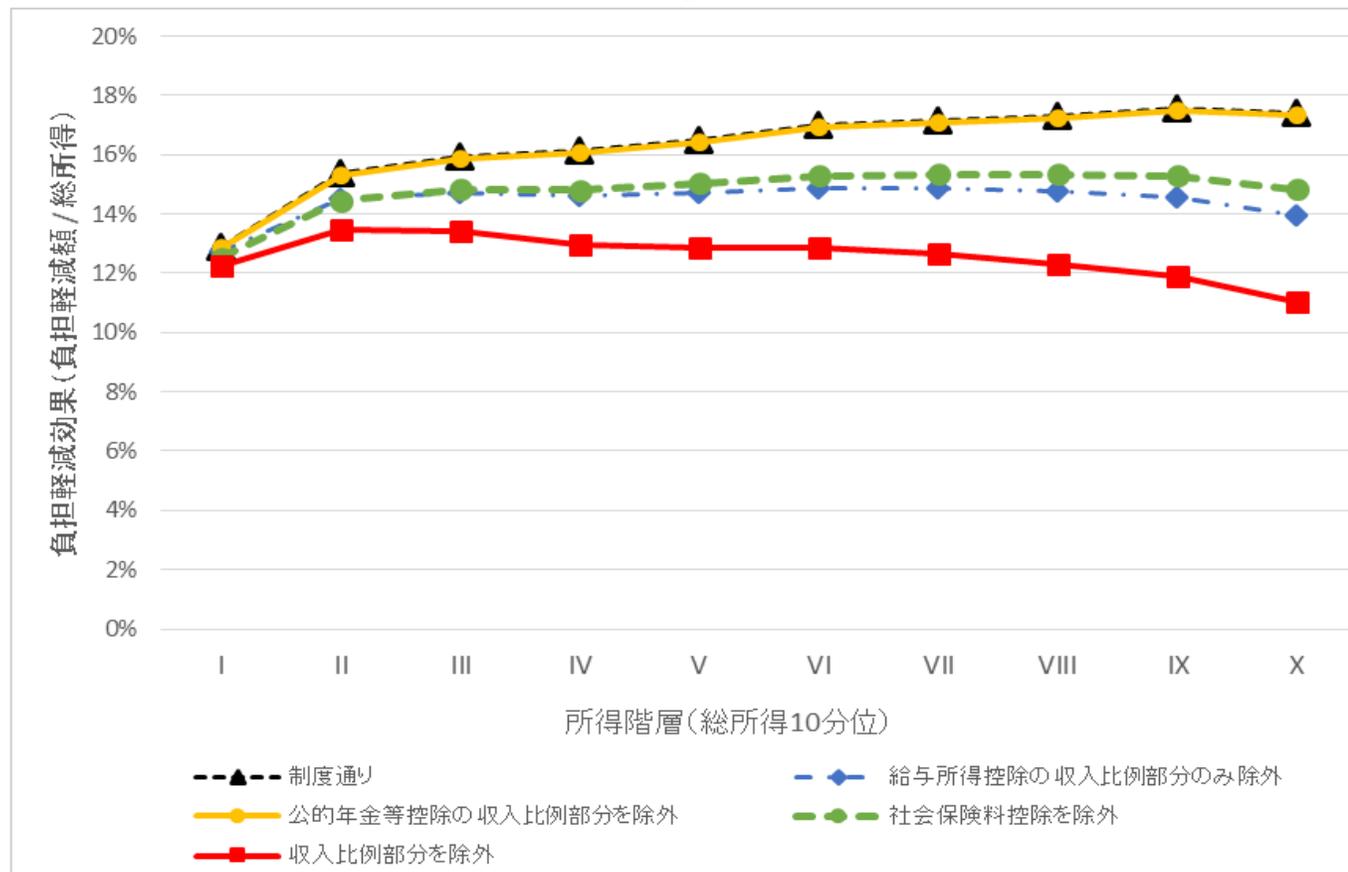
軽減額



軽減額の対総所得比(軽減割合)

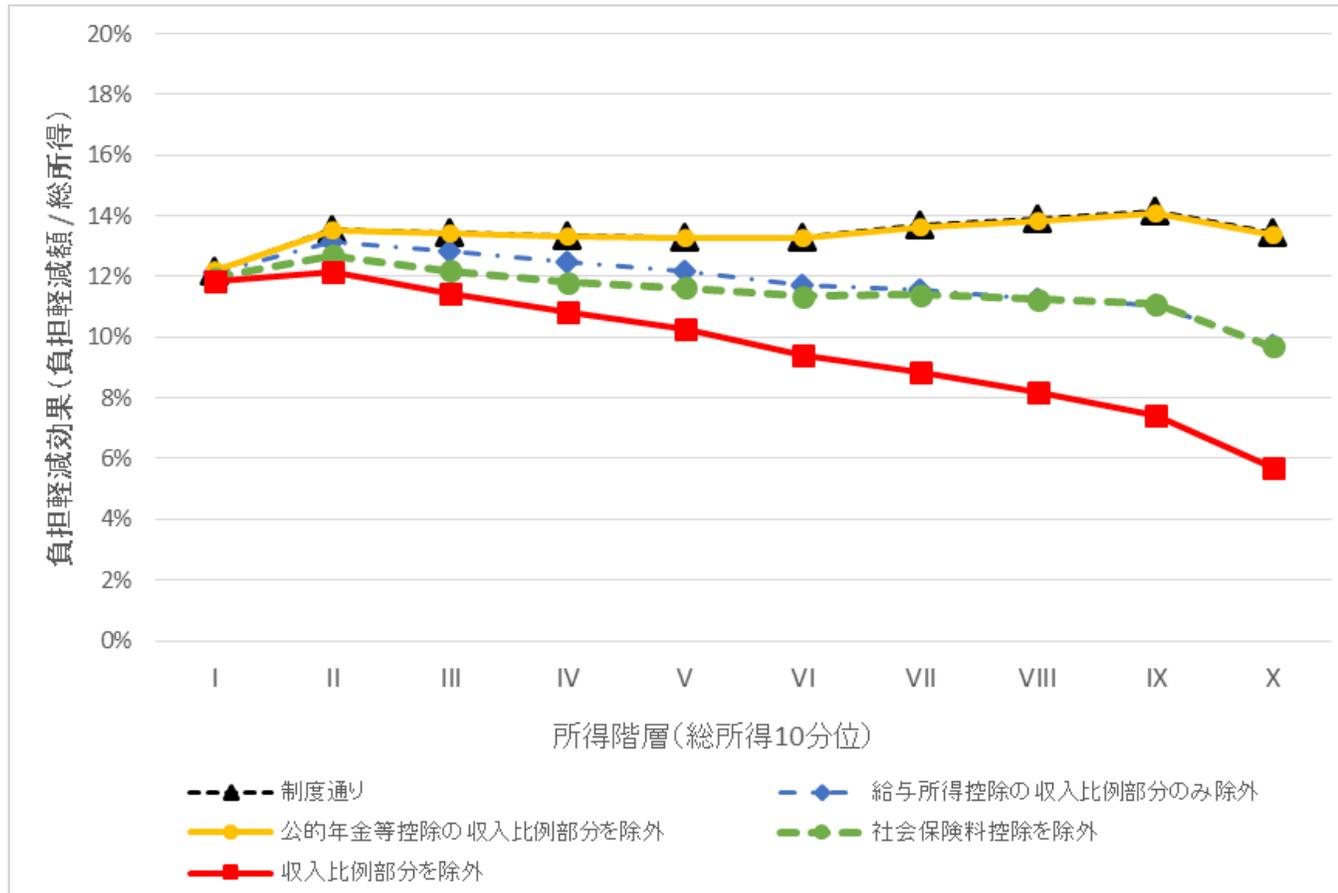


収入逦増的な控除が負担軽減効果に及ぼす影響 (全世帯, 1994年)



- 高所得層ほど給与所得控除や社会保険料控除の効果が大い
- 収入逦増部分が無ければ、高所得層ほど負担軽減効果は小さい

収入逡増的な控除が負担軽減効果に及ぼす影響 (全世帯, 2014年)



- 収入逡増部分が無ければ、高所得層ほど負担軽減効果は小さい
- 収入逡増部分以外の効果は高所得層ほど低下している

5. 再分配効果への影響

- 税の再分配効果
 - 税による所得格差の是正
 - 課税前所得と課税後所得の比較で、所得格差がどの程度低下するか？
 - 控除による負担軽減の有無によって、所得格差はどのように変化するか？
- 格差指標
 - ジニ係数を使用

5. 再分配効果への影響

- 所得格差の計測(場合分け)
 - (1) 課税前所得の所得格差(課税前)
 - (2) 控除を適用しなかった場合の課税後所得の格差(課税後A)
 - (3) 控除を適用した場合の課税後所得の格差(課税後B)
 - (2') 収入逓増部分以外を適用した場合の課税後所得の格差(課税後C)
- 再分配効果の計測
 - 税の再分配効果 = (3) - (1)
 - 再分配効果のうち、税率の寄与 = (2) - (1)
 - 再分配効果のうち、控除の寄与 = (3) - (2)
 - 収入逓増部分の寄与 = (3) - (2')
 - 収入逓増部分以外の寄与 = (2') - (2)

再分配効果

	1994	1999	2004	2009	2014
ジニ係数（課税前）	0.306	0.311	0.313	0.325	0.324
ジニ係数（課税後A）	0.271	0.286	0.288	0.299	0.297
ジニ係数（課税後B）	0.280	0.288	0.291	0.301	0.300
ジニ係数（課税後C）	0.269	0.277	0.280	0.288	0.286
税制全体の効果	-0.026	-0.023	-0.022	-0.024	-0.024
うち税率等の寄与	-0.035	-0.025	-0.025	-0.026	-0.027
うち控除の寄与	0.009	0.002	0.003	0.002	0.003
うち収入逡増部分の寄与	0.011	0.011	0.011	0.013	0.014
うち収入逡増部分以外の寄与	-0.002	-0.009	-0.008	-0.011	-0.011

- 控除は税の再分配効果にほとんど寄与していないように見える
- 収入逡増部分はジニ係数上昇に寄与している

再分配効果の変化の要因分解

	1994	2014	変化分	制度 変更要因	非制度 変更要因
	(1)	(2)	(3)=(2)-(1)	(4)	(5)
ジニ係数 (課税前)	0.306	0.324	0.018	0.001	0.018
ジニ係数 (課税後A)	0.271	0.297	0.026	0.010	0.016
ジニ係数 (課税後B)	0.280	0.300	0.020	0.003	0.017
ジニ係数 (課税後C)	0.269	0.286	0.017	0.002	0.015
税制全体の効果	-0.026	-0.024	0.002	0.002	-0.001
うち税率等の寄与	-0.035	-0.027	0.008	0.010	-0.002
うち控除の寄与	0.009	0.003	-0.006	-0.007	0.001
うち収入逡増部分の寄与	0.011	0.014	0.003	0.001	0.002
うち収入逡増部分以外の寄与	-0.002	-0.011	-0.009	-0.008	-0.001

- 控除の効果はジニ係数上昇の寄与を弱めている
- こうした背景には、収入逡増部分以外によるジニ係数の低下が影響している

6. おわりに

- 控除による負担軽減効果（軽減割合）は所得階層間でほぼ同程度
- こうした構造を背景として、税の再分配効果のうち、控除の寄与はほとんどないように見えるが・・・
- 控除額における収入逡増部分は、高所得層の負担軽減効果を高め、また再分配効果の低下に寄与している
- 今後の控除制度のあり方を検討するにあたっては、特に収入逡増的な控除に焦点を当てながら、税の所得再分配機能を高めるための対策が求められる

補足A：税・保険料の推計方法

(1) 個人ベースの収入の推定

- 『全消』の「**年収・貯蓄等調査票**」
 - 「世帯主」「世帯主の配偶者」「その他の世帯員(65歳未満)」「その他の世帯員(65歳以上)」の収入が調査されている
 - 「**その他世帯員**」の収入は合算され、世帯員ごとで把握できない
- 個人ベースの収入の推計
 - 「**その他世帯員**」が複数いる場合、以下に従って収入を按分する
 - (a) 性別や年齢によって平均収入が異なると考えられる収入項目
 - 世帯主と配偶者の収入データから、性別×年齢階層別の平均収入を求める
 - 「その他世帯員」の収入合計を平均収入の比率で按分する
 - (b) それ以外の収入項目
 - 世帯員数(15歳未満を除く)で頭割りして按分する

(2) 保険料負担額の推計

- 雇用者所得などの情報を元に現実の制度を当てはめて、各種保険の**加入制度**を推定する
 - 雇用者所得が一定水準よりも多い世帯員を**健康保険**および**厚生年金**の被保険者に
 - 医療保険では75歳以上を**後期高齢者医療制度**の被保険者に
 - それ以外は**国民健康保険**、**国民年金**の被保険者に
 - 介護保険では65歳以上を第1号、40-64歳(健保・国保被保険者)を第2号の被保険者に
 - 雇用者所得が一定水準よりも多い世帯員を**雇用保険**の被保険者に
- **年金・医療・介護・雇用の各保険料**を加入制度に応じて推計する
- **減免・上限制度**の対象者については全て適用する

(3) 所得税・住民税負担額の推計

- 所得税法上の所得を全て反映しているわけではない
 - 給与、事業、雑所得は考慮（退職、山林、一時、譲渡は考慮せず）
 - 利子や配当は分離課税扱い
- 世帯主や扶養関係をモデル上で再定義している
 - 最高所得者を世帯主とし、所得控除等を最大限活用している
- 合計所得から所得控除を引いて、課税所得を計算する
 - 控除：基礎控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、老年者控除、社会保険料控除（推計値）、給与所得控除、公的年金等控除
- 課税所得に制度上の適用税率をかけて税額を計算する
 - 定率減税、調整控除（住民税のみ）も考慮している

補足B：負担軽減効果の変化の要因分解

- 要因分解
 - 比較：1994年（基準年）→ 2014年（比較年）
 - 計測方法は「再分配効果の変化の要因分解」と同様
- 制度変更要因
 - データの年を固定した上で、制度の年のみを変更させて効果の変化を計測する
- 非制度変更要因
 - 制度の年を固定した上で、データの年のみを変更させて効果の変化を計測する

負担軽減効果の変化(控除全体)

データ年 税制年	1994 1994	2014 1994	1994 2014	2014 2014	変化分	制度変更 要因	非制度 変更要因
所得階層	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(1)	(6)	(7)
I	12.9%	12.9%	11.5%	12.2%	-0.7 pp	-1.0 pp	0.3 pp
II	15.4%	14.9%	12.9%	13.6%	-1.8 pp	-1.9 pp	0.1 pp
III	15.9%	15.5%	13.2%	13.5%	-2.5 pp	-2.4 pp	-0.1 pp
IV	16.1%	15.7%	13.4%	13.3%	-2.8 pp	-2.6 pp	-0.2 pp
V	16.5%	15.8%	13.5%	13.3%	-3.2 pp	-2.8 pp	-0.4 pp
VI	17.0%	16.0%	13.7%	13.3%	-3.7 pp	-3.0 pp	-0.7 pp
VII	17.1%	16.5%	13.8%	13.7%	-3.5 pp	-3.1 pp	-0.4 pp
VIII	17.3%	16.8%	13.9%	13.9%	-3.4 pp	-3.1 pp	-0.3 pp
IX	17.5%	17.3%	13.9%	14.2%	-3.4 pp	-3.4 pp	0.0 pp
X	17.4%	17.7%	13.0%	13.4%	-4.0 pp	-4.4 pp	0.4 pp
全階層	16.2%	15.8%	13.2%	13.4%	-2.9 pp	-2.7 pp	-0.1 pp

- 高所得層ほど負担軽減効果の低下が大きい
- 負担軽減効果の低下は主に制度変更の影響によるもの

負担軽減効果の変化(収入逡増部分)

データ年 税制年	1994 1994	2014 1994	1994 2014	2014 2014	変化分	制度変更 要因	非制度 変更要因
所得階層	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(1)	(6)	(7)
I	0.6%	0.2%	1.2%	0.4%	-0.3 pp	0.4 pp	-0.7 pp
II	1.9%	0.7%	3.2%	1.4%	-0.5 pp	1.0 pp	-1.5 pp
III	2.5%	1.0%	4.1%	2.0%	-0.5 pp	1.3 pp	-1.8 pp
IV	3.2%	1.4%	4.8%	2.5%	-0.7 pp	1.4 pp	-2.1 pp
V	3.7%	1.9%	5.4%	3.1%	-0.6 pp	1.5 pp	-2.1 pp
VI	4.1%	2.6%	5.9%	3.9%	-0.2 pp	1.6 pp	-1.7 pp
VII	4.5%	3.3%	6.3%	4.8%	0.4 pp	1.7 pp	-1.3 pp
VIII	5.0%	4.1%	6.7%	5.7%	0.7 pp	1.7 pp	-1.0 pp
IX	5.7%	5.0%	7.3%	6.7%	1.1 pp	1.7 pp	-0.6 pp
X	6.4%	6.1%	7.8%	7.7%	1.3 pp	1.5 pp	-0.2 pp
全階層	3.7%	2.6%	5.2%	3.8%	0.1 pp	1.3 pp	-1.3 pp

- 収入逡増部分の負担軽減効果はあまり変化していない
- 制度変更要因と非制度変更要因の効果が相殺しあっている

負担軽減効果の変化(収入逡増部分以外)

データ年 税制年	1994 1994	2014 1994	1994 2014	2014 2014	変化分	制度変更 要因	非制度 変更要因
所得階層	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(1)	(6)	(7)
I	12.3%	12.7%	10.3%	11.8%	-0.4 pp	-1.4 pp	1.0 pp
II	13.4%	14.2%	9.7%	12.2%	-1.3 pp	-2.9 pp	1.6 pp
III	13.4%	14.5%	9.1%	11.4%	-2.0 pp	-3.7 pp	1.7 pp
IV	13.0%	14.4%	8.5%	10.8%	-2.1 pp	-4.0 pp	1.9 pp
V	12.8%	13.9%	8.1%	10.2%	-2.6 pp	-4.2 pp	1.6 pp
VI	12.9%	13.4%	7.8%	9.4%	-3.5 pp	-4.5 pp	1.1 pp
VII	12.7%	13.2%	7.5%	8.8%	-3.8 pp	-4.8 pp	0.9 pp
VIII	12.3%	12.7%	7.2%	8.2%	-4.1 pp	-4.8 pp	0.7 pp
IX	11.9%	12.3%	6.6%	7.4%	-4.5 pp	-5.1 pp	0.6 pp
X	11.0%	11.6%	5.2%	5.7%	-5.3 pp	-5.9 pp	0.5 pp
全階層	12.6%	13.2%	8.0%	9.6%	-2.9 pp	-4.1 pp	1.1 pp

- 高所得層ほど負担軽減効果の低下が大きい
- 負担軽減効果の低下は主に制度変更の影響によるもの